

第78回 佐用町議会〔定例〕会議録 （第4日）

平成29年9月15日（金曜日）

出席議員 (14名)	1番	加古原 瑞樹	2番	千種 和英
	3番	小林 裕和	4番	廣利 一志
	5番	竹内 日出夫	6番	石堂 基
	7番	岡本 義次	8番	金谷 英志
	9番	山本 幹雄	10番	矢内 作夫
	11番	石黒 永剛	12番	西岡 正
	13番	平岡 きぬゑ	14番	岡本 安夫
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎文昭	書記	鎌田康正
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	平田秀三	総務課長	森下守
	企画防災課長	久保正彦	税務課長	安東文裕
	住民課長	敏蔭高弘	健康福祉課長	大永克司
	高年介護課長	藤木卓	農林振興課長	加藤逸生
	商工観光課長	中石嘉勝	建設課長	横山重明
	上下水道課長	森田善章	上月支所長	和田始
	南光支所長	阿山安秀	三日月支所長	船引和範
	会計課長	高見寛治	教育課長	谷口俊廣
	生涯学習課長	服部憲靖		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 75 号 平成 29 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 2. 議案第 76 号 平成 29 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 3. 議案第 77 号 平成 29 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 4. 議案第 78 号 平成 29 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 5. 議案第 79 号 平成 29 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 6. 議案第 80 号 平成 29 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 7. 議案第 81 号 平成 29 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 8. 議案第 82 号 平成 29 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 9. 議案第 83 号 平成 29 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 10. 議案第 84 号 平成 29 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 11. 議案第 85 号 平成 29 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 12. 議案第 86 号 平成 29 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 13. 議案第 88 号 佐用町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
-

午前 09 時 30 分 開議

議長（岡本安夫君）

皆さん、おはようございます。

本日もおそろいでご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

台風 18 号、フィリピンの言葉で鋭い刃先と言うんだそうですが、これがどうも 3 連休、日本列島を縦断するんじゃないかという予想が出ております。そういうこともありまして、一昨日当たりから慌てて稲刈りをされているような状態です。何とか、大きな被害が出ずに、無事に過ごせたらなと思います。

本日も、慎重なるご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

それでは日程に入ります。日程第 1 から第 12 までにつきましては、9 月 6 日に、提案に対する当局の説明は終了しておりますので、順次、質疑、討論、採決を行いますので、よろしく申し上げます。

日程第 1. 議案第 75 号 平成 29 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）について

議長（岡本安夫君）

それでは、日程第 1、議案第 75 号、平成 29 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔小林君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 小林議員。

3番（小林裕和君） すみません。20 ページ、41 目、団体営等ため池等整備事業、13 節、委託料と 19 節、負担金補助及び交付金の関係ですけれども、これ当初予算では東徳久のため池の整備で 1,000 万円調査費が上がっておって、今回、全額の減額の補正ということで、これ県営事業に振りかわったのかどうか。

それと、下に県営土地改良事業負担金が、これ新規で上がっておるので、町の随伴と受益者負担が、この 100 万円に上がっているのか。ちょっと、確認なんですけれども。

それで、県営事業に振りかわったんだったら、どういった理由で県営事業に振りかわったのか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） お答えします。

東徳久の神応寺池の改修でございますが、これにつきましては、もともと、県営でやる計画でございました。

それで、こちらのほうで、今、設計は町でして、工事を県というふうなふうに捉えておりました。それで、この設計分につきましては町施工というような形で予算計上をしておりました。歳入におきましても県の補助金で 890 万円減額させてもらっておりますが、それにつきましては国が 55 と県が 34 の 89 パーセントの補助ということで、11 パーセントが単独でございます。

それで、単独分につきましては、県施工ということで、事業費用を落としまして、負担金のほうにプラスしていただいたということでございます。

〔小林君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、小林議員。

3番（小林裕和君） 調査費は結構、各それぞれ自治体でやりなさいというあれだった。ほな、調査費も、もう県営になったということですね。

で、それによって、受益者負担の負担金の地元負担というのは、もともと、当初予算から上げておるのに変わらないから、今回の補正はないということですね。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） 今回の補正につきましては、その 1,000 万円の出どころが違ったということで、町から 11 パーセント分は県のほうへ負担するということで、その分のみを計上させてもらっております。

〔小林君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、小林議員。

3番（小林裕和君） はい、すみません。11パーセントの…

議長（岡本安夫君） マイクをね、マイクをもうちょっと。

3番（小林裕和君） 11パーセントのうち、地元負担、現実の町負担じゃなしに、随伴の町負担じゃなしに、地元負担が出てくるんじゃないですか。それは、もともと、当初の予算に上げておるから、今回のその収入の分担金の補正はないということによろしいんですね。

〔農林振興課長「ちょっとお待ちください」と呼ぶ〕

〔農林振興課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） ため池整備につきましては、耐震によるものにつきましては、地元負担がないというふうで、耐震工事によるものでございますので、地元負担はないというふうなことでございます。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） 6ページ、45目のふるさと応援寄附金でございますけれど、当初、1,300万円が補正の中で5,000万円増えてございます。結構な、喜ばしいことなんですけれど、これ、どういうふうなことで、こういうふうに大きく増えてきたんかということについて、述べてみてください。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） ふるさと応援寄附金につきましては、皆様にもお知らせしておりますように、さとふるというシステムに入りました。そこが、入ってところ、かなりたくさんご寄附を頂戴している状態でございます。

8月の末現在で1,244件、約2,000万円余りが既にご寄附をいただいているということでもございまして、昨年は1,200万円ほどでしたはね。それから比べますと、8月までで、それぐらい入ったということで、昨年の比率等からも見ましたら、約5,000万円ぐらいは入ってくるのではないかとということで、計算をいたしまして、それに応じた形で収入を上げさせていただいて、また、出もこれに対する返礼品などもございますので、その返礼品

の予算なども計上させていただいております。以上です。

議長（岡本安夫君） ほかに。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） ごみ処理施設の建設の関係でお尋ねしますが、ページ数で言うと、3 ページにはごみ処理施設整備事業の地方債補正、それから、それと歳出のへんでは、19 ページ、工事請負金で 4,000 万円ということで、当初予算では測量委託も出ているんですけど、その事業の内容というのか、どんなふうになるのかという概要を説明をお願いします。

〔住民課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、住民課長。

住民課長（敏蔭高弘君） それでは、ごみ処理施設の工事費等の関連でございますけれども、この工事費につきましては、今現在、焼却棟、あるいは資源棟等がございまして、平成 7 年に建設しております。それが、にしはりまクリーンセンター事務組合に、平成 25 年から稼働いたしております、それ以降、休止といった状況になっております。その施設等を解体を予定しております。

その先だって、クリーンセンターの焼却棟に事務所が入っておりますので、その事務所をつぶす前に新しく建設ということで、管理棟の建設を、この工事費 4,000 万円で計上させていただいております。

それに関連する役務費、あるいは負担金等も計上させていただいているところでございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 現状の状況が、イメージとしてですけど、事務所を建設というのは、建設場所は、あの施設のどのへんとか、そういうような具体的な、ちょっとわかるように説明お願いできますか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今、課長申しましたように、一般廃棄物の処理につきましては、にしはりま環境事務組合という形で、もうあそこは、焼却施設等は廃止をしております。

しかし、前からお話をさせていただいておりますとおり、最終処分場として、そのところの横につくっております、ああした不燃物、残土、そういう最終処分しなければならない

物につきましては、にしはりま環境事務組合のそれぞれの構成町においても、それぞれのところで最終処分をしております。そういうことで、佐用町においても、あの最終処分場は、今後も活用、あれを維持管理していかなければなりません。

今、最終処分を受け入れについて、現在もあそこの管理、下で受け入れのために計量をして、その料金を徴収してということで、職員があそこに常駐をしております。

それから、もう1つは収集業務につきましては、佐用町、今全部、町のほうで収集業務を行っています。そのパッカー車、収集車ですね、そういうものの全部元のクリーンセンターの施設の中のところに置いて、その収集職員も、今、元の焼却施設のところで、昔の事務所がありますので、そこで管理業務を行っている、収集業務の、また、休憩したり、それを管理する職員もあそこに配置をしているということですね。

将来的に焼却施設のほうの除却を行うということの中で、その施設、それにかわる管理をするための、そうした施設が新しく必要になるということで、現在の下に小さなプレハブをつくって、ごみの計量をしているところ、あのところに、そうした管理棟をつくるということです。

それで、今、その計量をするのに、現在も町の木材ステーション、上に木材ステーションという形で、あそこに木材を収集しておりますけれども、その購入ですね、持って来られて、計量をして、そういう業務も、そうしたごみの処理、今まで受け入れと合せて、兼務で業務をさせております。

そういう中で、今回も、それを引き続いて、上を整備して木材ステーションの収集場所を広くするというのも考えているわけです。

それから、もう1つは、現在、計画をしております秀谷残土処分場の太陽光発電事業、これにつきましても、非常に大きな施設です。現在の中山の発電施設もそうなんですけれども、一定規模の大きくなりますと電気管理者を常駐させなければならないということになっております。電気管理者、また、新しく、その施設内に建設をするということになりますと、例えば、今の残土処分地に、新しく中山と同じような施設を、管理棟をつくるということになると、建物も当然、建設しなければなりませんけども、それに伴う、例えば水道ですね、そういう配管なんかも全部新しく、そこまで非常に長い距離をつくらなきゃいけないということがあります。そういうことで、敷地内じゃないんですけれども、隣接をしておりますので、今の今回つくる管理棟の中に1室設備、そうした場所を、スペースをつくって、電気管理者が、そこで業務を行うためのものをつくりたいと、そういうことも一緒に、今、計画をさせております。

当然、電気管理者が、する者は組合でありますので、その建物の当然使用料、そういうものは、組合から町に入れていただくということになるわけですが、スペースとしては、部屋1つ、そこに一緒につくり、ですから今回、新しく建設をするというのは、まず、従来から当然行っております不燃物の計量、搬入ですね、その管理。

それから、ごみの全体の今、収集業務。それをしている職員の休憩、また、非常に汚れたあれで、夏場なんか、シャワーなんかも非常にして、あそこで、今、着がえて帰るといようなこともあります。そうした10何名ですかの職員のそうした休憩をするような、また、集まって、また、業務をするための施設。

それに、電気管理のための電気管理士、その業務を行うスペース。

そういう物を1つの建物として一体的に、ここに新たにつくろうということです。

ただ、電気のほうにつきましては、今回、こうしたごみの収集なり、施設ということでつくりましますので、便宜的に町が、それを、そういったスペースを組合のほうに提供するというように考えておりますので、それは、ある意味では、国の起債とか、そういう面のところには上げることは、私はできないなと思っております。この点につきましてはね。

だから、そこはご理解をいただきたいと思います。

だから、町としては、きちっと組合のほうから、そういう建物の使用料、そういうものはいただくということで対処をいたします。はい。

議長（岡本安夫君） よろしいですか。

[平岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 今、説明していただいたの、だいたいのイメージわかったんですけど、今回、建設費というのか、工事請負金 4,000 万円で建てられる図面とか、そういう、今言われたようなことが具体的な資料として出る、まだ、できていない状況なんですか。もうできていたら示してもらいたいんですけど。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 今ちょっと設計を、基本設計させております。できるだけ、コンパクトに、無駄なスペースをつくる必要がないので、必要な建物をつくるということで、概略の設計ができていたんですけども、私のほうから指示をして、今、設計を訂正をさせておりますのでね、まだ、ちょっと1週間ぐらいかかると思います。

それから、そこの建てる場所ですね、あそこちょうど行かれたことあると思うんですけども、今、プレハブのみのような計量するところ、職員がいる場所、小さな建物がありますけども、計量器というのがその前にあります。だから、計量器と、今の建物との間が、非常に狭いので、その部分は、現在の施設をつくる時に、山を削って、今、のり面、のりが後ろにあるんですけども、その部分を土地を広げなければ、そこに建たないので、計量器動かすと大変な工事になりますので、計量器は固定して現在のまま使いますので、その後ろに5メートルぐらい広くスペースをつくらなきゃいけません。そのための造成工事と言いますか、山の土を削って土地を広げる。これも合わせた事業にまります。はい。

議長（岡本安夫君） はい、ほかに。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8 番（金谷英志君） 21 ページの 72 目、農産物処理加工施設運営費の中で、上月地域特産物直売所運営補助金 200 万円上がっておりますけれども、当初はないんです。これの計上の理由です。

[農林振興課長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） お答えします。

これは、ふれあいの里上月でございますが、ここの運営につきましても、ここだけではないんですけれども、直売施設の運営につきまして、非常に厳しい状況でございます。来客者数の減とかいうことで、財政的に厳しい面がございまして、去年は、上月のほうが基金というのか積立金がございまして、それを取り崩して対応をしたわけなんですけれども、300万円ですか、対応したのですが、今年度につきましては、そういった予備的な財源もございませんので、それと合わせまして、最低賃金が、今回、上がるというようなことございまして、非常に経営が厳しいということの要望がございましたので、今回、200万円を計上させていただきます。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） 当初から、そういうふうな、去年は、前年度は取り崩してやって、やりくりできたということで、今回は当初…、急に悪くなった…、上月の直売所で見通しが甘かったということなんですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） 見通しが甘かったということではないと思うんですけども、あの施設は施設なりに、商談会に参加したりとか、新たな取引先を拡大しようとかいうような、いろんな努力はされてきたわけなんですけれども、当然、役員とか従業員とかの人件費の削減とかいうようなことも努めてきた上での赤字見込みということでございますので、施設なりの努力はされたのではないかというふうに思っております。

議長（岡本安夫君） はい、ほかに。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） 10ページ、一番上ですね、物件移転等補償金50万円。これは、どの工事で、どの集落で何人移転したために支払ったのか。そこらへんについて、述べてください。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） これにつきましては、秀谷の太陽光発電所の工事に伴いまして、この道路を建設したりするために用地を購入させていただき費用も上げておりますけれど

も、これに伴う立木補償をみどり公社が言ってきておりまして、その用地にかかわる立木についての補償ということでございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） その下の40目、支所及び出張所費の臨時職員の賃金が442万9,000円増えてございますけれど、この分については、今、新たに、どこの支所か、それで、どういう仕事をさせていくのかということについて、述べてみてください。

〔総務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、総務課長。

総務課長（森下 守君） この賃金につきましては、南光支所の賃金でございます。

今年度になりましてから、正規職員1名が、途中で早期退職されましたので、その関係で、当初予算には、当然、臨時職員の賃金、予算計上はしておりませんでしたので、そのために臨時職員を雇い、その予算化を、ここで9月議会のほうで臨時職員の賃金予算化をさせてもらった状況でございます。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 21ページの75目、ひまわり祭り運営費の警備委託料として110万4,000円が計上されているんですけど、その財源の関係で、歳入のほうでは雑入で上がっていたと思うんですけど、ひまわり祭りの駐車料金の収入については、8月23日に全員協議会で報告があった金額と違うので、そこらへんの説明をお願いしますか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） 今回の収入のほうにつきましては、予算書の6ページになりますが、普通車のほうが1万7,857台。それから、マイクロバスが14台。それから、大型バスが284台ということで、合計、951万500円の駐車場の収入がございました。

ですので、151万円のほうを補正をさせていただいて、合計が951万円ということで、収入の補正をさせていただいております。

出のほうにつきましては、当初、予定していた警備員の数より、今年、新たに南光保育園の駐車場とかに配置する人数が増えましたので、そういった関係。それと、委託先の委託単価の上昇によりまして不足が生じたので、今回、補正をさせていただいております。以上です。

〔町長「違うという、何か、私が報告したのと数字が違うということで、それ何で違うかということですか」と呼ぶ〕

議長（岡本安夫君） はい、答えられる…？課長…。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） 手元に全員協議会の時で報告させていただいた数字というのが手元にないので、また、確認を、ちょっとしてみないと、ちょっとわからないという状況です。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 900 何がし、951 万円の入がありましたという全員協議会のほうの報告の数字が、結果的に補正として 151 万円ですか、上げるということで、その数字になりますということだったんですね。ちょっと、確認的なことにはなりますが、それでよろしいんですね。そうですね。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） そうということです。合計で 951 万円ということになるということです。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4 番（廣利一志君） 9 ページですけれども、弁護士相談料 28 万 9,000 円ですけども、町は、弁護士とは顧問契約、確か結んでおまして、43 万何がしかの顧問料支払っているわけですけれども、その顧問契約の内容を超える相談料という形でよろしいのでしょうか。

〔総務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 総務課長。

総務課長（森下 守君） 議員言われますように、当初では、いつも基本的な町の顧問弁護士

に対する年間の顧問契約料と、特筆的なものがある場合は、相談業務ということで、それプラスアルファで予算を計上させていただいておりますが、今回の訴訟等に関しまして、顧問弁護士との協議の中で、金額費用が発生をしましたので、今回、その契約を設定し、補正予算で、今回、追加で 28 万 9,000 円を増額をさせていただきましたということでございます。

[廣利君 挙手]

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4 番（廣利一志君） そうしますと、これ相談料という名目が、着手金という形ではないかなというふうに思うんですけども、近隣の弁護士事務所等を調べてみますと、訴えて得られる利益が 300 万円未満、300 万円以上で、着手金だと 8 パーセントと。

で、着手金であるのかないのかというところと。

結果的に、この報酬金というのが、多分、この後支払われるというふうに思うんですけども、そうすると、大体、その近隣の弁護士事務所調べると、着手金が 8 パーセントだと、報酬金は 16 パーセントという形の、今後の推移見ながらですけれども、そういう形で、報酬金という形も今後は支払われるという認識でよろしいでしょうか。

[総務課長 挙手]

議長（岡本安夫君） 総務課長。

総務課長（森下 守君） 今回の既に委託契約等で、現段階での予想される裁判費用として、顧問弁護士と委託契約を結んで、現在の当初予算の中の範囲内で動けるところは、動くわけなんですけど、それに伴います補正額、必要額ということで、28 万 9,000 円を補正額上げさせてもらっております。

今、議員が言われますように、今回の支払う予定の中には、着手金あります。

それから、報酬金。それも金額として上げさせてもらっております。

それプラス、旅費等の実費関係。

それから、日当関係を計算をさせていただきまして、現在ある残額の予算、予備も一部置いておかなあかんのんですけど、その計算を差し引きさせてもらいまして、現段階で補正額として、わかる範囲で追加補正をさせていただきましたということでございます。

[廣利君 挙手]

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4 番（廣利一志君） 顧問契約の詳細がわかりませんので、出せるものであるなら、出していただきたいというふうに思いますけれども、そもそも、だいたいその顧問弁護士というのは、気軽に相談ができたり、迅速な対応ができたり、適宜アドバイスをもらったり、それからトラブル発生の予防という形が顧問契約の中に、一般的には盛り込まれているというふうに思います。

そうすると、顧問契約そのものが、これ機能していなかったんじゃないかなというふうに思うんです。いかがですか。

〔総務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、総務課長。

総務課長（森下 守君） いや、これは機能していないんじゃないかって、年間を通じて、今回の訴訟関係が、今、議員言われておりますけど、当然、普段から状況の中で、弁護士事務所の方、先生方に相談する内容というのは、各課、総務課以外じゃなくて、当然、各課で、そういった相談事等もございます。電話等の相談。面談を通して、いろいろ指示をいただく内容、当然、多数ございますので、それを含めまして、年間の顧問料を決定し、それ以外に特別に、こういった訴訟問題がある場合につきましては、今回、私ども総務課、今、やっております。

それから、それ以外でも議会のほうに報告させてもらっております道路関係もあります。

それ以外の相談事は、あくまで年間顧問料であり、必要に応じて、こういった形で委託契約結んでやっているということでご理解を願いたいと思います。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） 13 ページ、統計調査費で 350 万円減っておりますけれど、右の分で、一般給が減っておるんですけど、この統計については、その統計の中身と、それが縮小いうのか、しなくていい部分があったのかどうか。そこらへんについては、いかがでしょうか。

〔総務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 総務課長。

総務課長（森下 守君） 統計調査総務費全般という話で、よろしいでしょうかね。

今回の統計調査費の補正減につきましては、給料、職員手当等、共済費、負担金補助及び交付金ということで、職員の人事異動に伴うものが全てでございますので、今回、異動がありましたので、こういったように年齢差がある場合は、給与等も差額がどうしても増えたり減ったりします。今回は、そういうことで、ここに配属する、統計費で賄っている職員の、低い金額の方が、正直来られたと、異動になったということで、その差額を減額させていただいたということでございます。

議長（岡本安夫君） はい、ほかに。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） ページ数は、31 ページの予備費 550 万円についてお尋ねします。
提案の説明でもありましたけれど、どういう内容だったのか、もう一度お願いします。

〔総務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、総務課長。

総務課長（森下 守君） そしたら、総括、私のほうから言いまして、個々の質問は、また、担当課が詳細については、必要に応じては説明をさせるようにさせていただきます。

今回の予算、予備費の補正につきましては、1 つは佐用中学校の水道設備、町長のほうからも説明があったと思いますけど、緊急に修繕しないと、生徒たち、先生も含めてですけど、その病原菌の絡みがございますので緊急対応ということで、そのために 556 万 2,000 円、千円単位ですけど、充用させていただいております。

もう 1 点目は、ふるさと応援寄附金の返礼品、応援金の額が多くなりまして、返礼品に対する報償費の額が、ちょっと足らなくなりまして、早急に寄附された方に対応ということで、これにつきましても予備費のほうから充用、千円単位ですけど、29 万 5,000 円を充用させていただいておりますので、今回は、その後、この下期につきましても、緊急時に備えまして、当初並みの予備費で対応したいということで、今回、補正予算 550 万円を上げさせてもらいましたということでございます。

議長（岡本安夫君） はい、ほかに質疑ありませんか。

〔石黒君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、石黒議員。

11 番（石黒永剛君） 廣利議員の関連になるんですけども、9 ページです。ちょっと、確認だけしておきます。

弁護士は、年間顧問弁護士料を払う。

そして、事件ごとに着手金、それから成功報酬として報酬金を払うと、その考え方でよろしいね。

〔総務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、総務課長。

総務課長（森下 守君） 今、言われましたように、本件の補正につきましては、今回、たびたび説明させていただきますけど、町職員からの訴訟関係の着手金、報酬金等の補正をさせていただきますということでございます。

〔石黒君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、石黒議員。

11 番（石黒永剛君） それは存じておるわけなんですけど、そしたら、年間弁護士の顧問

料いうものは、ちょっとしたことについて相談等、今日日あると思うのですけれども、小さな相談もあると思うのですけれども、年間どのぐらいありますか。ごそごそとした…。

[総務課長 挙手]

議長（岡本安夫君） 総務課長。

総務課長（森下 守君） ちょっと申し訳ないですけど、その件数を把握しておりませんが、我々総務課のほうで、いろいろ相談事の中で、これはどうしても顧問弁護士に相談したいというものもございますし、原課において、それぞれ必要に応じては、町長または副町長の指示のもとで相談しているものもありますので、なかなか、ちょっと今、件数というのはわからないんですけど、今ちょっと、尋ねましたら、大体年間の10件から20件ぐらいの相談件数はあるのではないかとということがございます。

[石黒君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、石黒議員。

11番（石黒永剛君） かなりあるというようにとったらよろしいね。
と言うのが、この年間弁護士の顧問料が、どのぐらい。今まで予算上がっていると思うのですけれども、今ここにないので。

[総務課長 挙手]

議長（岡本安夫君） 総務課長。

総務課長（森下 守君） 年間顧問料につきましては、税込43万2,000円でございます。

11番（石黒永剛君） はい、了解しました。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。質疑は。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第75号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第75号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、挙手、全員です。よって、議案第75号、平成29年度佐用町一般会計補正予算案（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第 2．議案第 76 号 平成 29 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 2、議案第 76 号、平成 29 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 76 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 76 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、挙手、全員です。よって、議案第 76 号、平成 29 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。

日程第 3．議案第 77 号 平成 29 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 3、議案第 77 号、平成 29 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 77 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 77 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、挙手、全員です。よって、議案第 77 号、平成 29 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。

日程第 4．議案第 78 号 平成 29 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 4、議案第 78 号、平成 29 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 78 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 78 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、挙手、全員です。よって、議案第 78 号、平成 29 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。

日程第 5．議案第 79 号 平成 29 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 5、議案第 79 号、平成 29 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7 番（岡本義次君） 4 ページに 7 節、賃金のところに 160 万円から増えてございますけれど、これ、日常業務を何人で回しておって、この人を新たに増やしたのかどうか。

そして、そういう中身の業務は、この人、どんな業務をするのでしょうか。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 高年介護課長。

高年介護課長（藤木 卓君） 朝霧園の職員でございますが、通常 23 人という職員がおるわけでございますけれども、このうち3人は宿直員で、これは3日に1回1人ずつということと、それから、もう3人は夜間支援員ということで、宿直と一緒に3日に1回ずつ一緒に泊まって業務に当たるということで、実質、この6人は6人で二人役ということですので、実質的には18人の職員ということにはなるわけでございます。

それで、今回の賃金を増やしたのは、この9月1日から看護職員を採用したわけでございます。

それで、従来のと申しますか、4月からの看護職員は保健師を採用したのですが、その保健師は、当然、看護師の資格を持っておりますので、その保健師が看護職として業務に当たっておったわけでございますけれども、今後の町のいろんな事業の中で、保健師は保健師として業務に当たってもらうということで、看護職は、また別に、こうやって臨時職員を充てたということになるわけでございます。以上でございます。

議長（岡本安夫君） よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） 今の説明の中で、その増えた分については、今後、同じ状態で、来年度も、この同じ状態でいくということやね。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 高年介護課長。

高年介護課長（藤木 卓君） 申し訳ございません。

ちょっと説明が不足しておったわけでございますけれども、当然、今、看護職員が2名ということにダブっておるわけでございます。それは、この9月、一月間かけて引き継ぎを行うということで、今、看護職が2人おるわけでございますけれども、申しあげました保健師につきましては、また、異動によって、どこかの部署へ回すということですので、今よりは1名減るということになるわけでございます。以上でございます。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第79号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第79号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 79 号、平成 29 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。

日程第 6．議案第 80 号 平成 29 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 6、議案第 80 号、平成 29 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7 番（岡本義次君） 4 ページの一番下の委託料の中で、測量調査設計委託料、これについては、まだ、これからなんですか。そこらへんについて、どこへ委託、もし決まっておるんだったら、どこへ委託するん。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 上下水道課長。

上下水道課長（森田善章君） 失礼いたします。
全協の時にも、町長のほうからお話しいただきましたように、多賀と榎田との連絡管をつなぐに当たって、緊急を要する、渇水期までに工事を完了したいというようなことで、うちのほうで予備費として持っておりました委託料で、先に事前着手してさせていただくと、工事費委託料については、補正でさせていただきますというお話をさせていただいたと思いますけれども、そういうことで既に、もう事前着手でかかっております。
業者は、日本技術サービスに決定して、既に着手しております。以上です。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑はありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 80 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 80 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、挙手、全員です。よって、議案第 80 号、平成 29 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。

日程第 7. 議案第 81 号 平成 29 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案
(第 1 号) について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 7、議案第 81 号、平成 29 年度佐用町特定環境保全
公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 81 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 81 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、挙手、全員です。よって、議案第 81 号、平成 29 年度佐用町
特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）については、原案のとおり可
決されました。

日程第 8. 議案第 82 号 平成 29 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）
について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 8、議案第 82 号、平成 29 年度佐用町生活排水処理
事業特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 82 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 82 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、挙手、全員です。よって、議案第 82 号、平成 29 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。

日程第 9．議案第 83 号 平成 29 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）
について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 9、議案第 83 号、平成 29 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

[平岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 4 ページの歳出の 30 目、天文台公園運営費の中の 11 節、需用費、180 万 8,000 円の修繕料についてお尋ねしたいんですけど、具体的な内容は、どのようなものなんですか。修繕の内容についてお願いします。

[教育課長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、教育課長。

教育課長（谷口俊廣君） はい、お答えをいたします。

今回、補正をいただいた内訳ではありますが、家族棟のエアコン、これが経年劣化で古くなっております。この 10 台分 130 万円ほど。

それから、同じく家族棟の玄関の工事、ここがタイル含めて傷んでおりますので、この修繕に 20 万円ほど。

それから、あとは公用車の修繕料、それから緊急用の修繕料として約 20 万円、今回、置いております。以上でございます。

議長（岡本安夫君） ほかに。

[岡本義君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7 番（岡本義次君） 4 ページの一番下ですね、ネットワーク変更作業委託料となっておりますけれど、その中身的には、どのような部分が変わっていったんでしょうか。

[教育課長 挙手]

議長（岡本安夫君） 教育課長。

教育課長（谷口俊廣君） お答えをいたします。

実は、天文台のいわゆる研究施設、北館、南館がございます。

ここは、平成 16 年になゆた望遠鏡ができた時に、いわゆる国内外の研究施設とのやり取りのために、それから、当然、インターネット接続のために、これまでやっていたメタルのネット回線から、どうしても機能的に光ケーブルのほうに変えたいと、でないと対応できないということの中で、当時、平成 16 年につきましては、町内で、まだ光ケーブル網ができていません。この中で、県のほうで協議をされまして、当時、県内で県がやっている兵庫情報ハイウェイというものがございました。

これを利用して、佐用のアクセスポイント、旧の NTT の建物があったんですけど、そこから天文台まで県のほうで光ケーブルをつくって、かなりの投資をされて、その業者 NTT のネオメイトという業者と契約をされておりました。これが、非常に高額で、年間、平成 28 年度の当初の予算で申し上げますと、この関係だけで、月額約 15 万円。年間約 180 万円の通信料が要ったということの中で、ずっと平成 24 年に県の労働部から大学のほうに所管が移った中で、これに関して、県のほうでずっと、コストカットをしたいということで、交渉をされておりました。それが整って、平成 28 年度まで契約しておいた業者から、今回、他の業者に接続業者を変更したということの中で、当初、予算の中では設定変更に関しての作業が要するという話だったんですけど、今回、いろんな調整の中で作業委託に関してはいらないということで皆減をし、そのかわり役務費の手数料 3 万 5,000 円だけ補正をして、ここで対応する経緯がございました。

ちなみに今回、業者変更に伴いまして、年間の経費が平成 28 年度当初、平成 28 年度約 190 万円ほどあったのが、今回の接続業者変更に伴って 86 万円ほどに減るということで、年間の節減額が 104 万円という大きなコストカットということを、今回、天文台の研究棟と県立大学の調整の中で、こういうふうになったということでございます。

以上でございます。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 83 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 83 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、挙手、全員です。よって、議案第 83 号、平成 29 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 10、議案第 84 号、平成 29 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 84 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 84 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、挙手、全員です。よって、議案第 84 号、平成 29 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。

日程第 11. 議案第 85 号 平成 29 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 1 号）について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 11、議案第 85 号、平成 29 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 85 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 85 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、挙手、全員です。よって、議案第 85 号、平成 29 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。

日程第 12. 議案第 86 号 平成 29 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 1 号）について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 12、議案第 86 号、平成 29 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 86 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 86 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、挙手、全員です。よって、議案第 86 号、平成 29 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。

日程第 13. 議案第 88 号 佐用町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 13 は、本日、追加提出の案件であります。議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
それでは、日程第 13、議案第 88 号、佐用町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 88 号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。
このたびの条例改正は、本年 10 月 1 日より兵庫県の最低賃金が 819 円から 844 円に改定されることに伴い、非常勤職員等の給料表を改正するものでございます。
まず、第 1 条、佐用町職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、一般事務補助員、保育士、調理員、放課後児童補助員、添乗員、清掃員、用務員、上記以外の職種の

各項目につきまして、時間額及び日額を新設し、別表第1に加えるものであります。

次に、第2条でございますが、非常勤職員等の時間額及び日額の決定につきましては、これまで、第1条で申しあげました別表第1の給料表と参考資料2ページ目、第2条関係の附則第4項、非常勤職員及び臨時的任用職員の給与に関する特例の給料表で合併当初に作成され、運用してきましてのものを併用して決定してまいりましたが、今後におきましては、別表第1に統一し、附則第4項特例の給料表は削除するものでございます。

この条例は、平成29年10月1日から施行するものでございます。

ご承認を賜りますようお願い申し上げて、提案の説明といたします。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案については、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 石堂議員。

6番（石堂 基君） 根本的な改正で、従来その日額、それから時間額を両方計上して、それらを勘案して決まっていたというやつを、時間額だけに限定した、根本的な理由は、何になりますか。

〔総務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 総務課長。

総務課長（森下 守君） 今回の改正の大きなものは、条例等の参考資料を添付しておりますが、当分の間ということで、合併以前からの旧町時代からの日当、日額等の差が生じておりましたので、案外、日額につきましても範囲を広げたような状況で経過措置をとった経緯がございました。

その中で、特に、非常勤職員等の賃金の改善というのは、昨今、非常に町のほうも、それから、職員の職員組合、それから労組関係、たびたび協議の中で賃金のアップと、賃金のアッププラス、なかなか日額でドンと上げることは、正直できにくうございますので、必要などころにおきましては、月額支給として、ほとんどの職員の方は、もう29時間以上の方が、だいたい150名ぐらいいらっしゃるんですけども、これ月給にしています。

数年前までは、そういう方でも、なかなかローテ、思いどおり勤務ができないということで、なかなかローテーションが組めない方がいらっちゃって、どうしても日額でしか対応ができないということがございましたが、現在、その後、いろいろ個人とも、職員ともお話し、労使ともお話しする中で月額、要するに週116時間と、そういった形で何とか、労働任用契約ができるようになりましたので、そのほとんどの方は、今現在、月額のほうに移行を、ほとんどされました。

今現在、残っております職種に、正直これ、まとめさせてもらったということでございます。

そのほとんどが、実は、いつも議会の中でも話題に出ております保育士さんの、特に代替保育士さんで、スポットで登録をお願いして、時間給で必要に応じて、この時間帯ならば出れますよ。逆に、フルタイムは難しいんですよというような方に対しては、時間給で、

いい時間帯、いい週、いい日を選んでいただく中で、園長と協議の中で出ていただく。そういう方も、非常に協力をいただいた中の単価を設定、これはせざるを得んということで、主な時間外につきましては、そういった方。

当然、それ以外の単価では、運転員さんとか、放課後学童補助員さんもいらっしゃるわけなんですけど、そういったことで、一定の期間が過ぎましたので、今回、整理をさせていただきまして、10月以降運用をさせていただきたいというふうな改正でございます。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 石堂議員。

6番（石堂 基君） じゃあ、あと2点、まず、その根拠ですね時間当たりの、860円なり850円ということで、従前の時間単価も840円ということで、最賃を上回る金額設定がされていまして。それぞれ、850円、860円の算出根拠が1点。

それと、もう1点は、当然、今、課長のほうが説明された対象者、多くは、労働団体のほうの加入者だと思うんですけども、その組合なり団体との協議ですね、これは既に完了しているのか、否か。

その2点について、お答えください。

〔総務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 総務課長。

総務課長（森下 守君） 根拠については、いろいろこちらのほうでも協議検討させていただきました。

現在、840円ということで最賃が844円。全国的な、いろいろ動きがあるわけですが、なおかつ全国の平均につきましても、昨日、最後の山梨県が10月14日、昨日、やっと発表されまして、ここでやっと加重平均が出ました。

加重平均の全国平均は848円。これは大阪府なんかも900円、当然、超しておりますので、これはなかなか単純平均ができないので、加重平均ということで、厚労省のほうも出しておらんわけなんですけど、山梨とか高知が、ちょっと遅れて出たんですけど、それが無い中でも847円ぐらいの加重平均の単価が想像されましたので、佐用町としましては、それは絶対上回りたいという中で、最低を850円と860円の時給にさせていただきました。

これにつきましては、これまでの当分の間までの単価の経緯、それから、一般行政職、技能労務職等の職員の比等々も考慮する中、10円だけなんですけど、上げた方がいいと言われたらしまいなんですけど、今回、850円と860円の日額については設定をさせていただきました。

それ以外につきましては、これまでの過去の経緯も踏まえて、同額で変更なしで、最賃が上がったということでは上げておりません。

これにつきましては、全体の非常勤職員との月額等の絡みがございまして、これはご存じのとおり非常勤職員の月額につきましては、労使交渉の中で人勧が上がっても、下がっても、このまま当分の間いくと。下がる時も下げませんよ。そのかわり上がる時も上げないということで、ここの過去の経緯等もありますので、そのへんを含めて、今回の時間給についても、最低賃金を下回らないという中で、こちらのほうで検討した結果でございます。

組合等には、もう既に、ひまわり労組と交渉しております。説明し、了解得ております。

6 番（石堂 基君） 声が小さい。

総務課長（森下 守君） ひまわり労組と事前に協議し、了解を得ております。

6 番（石堂 基君） わかりました。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより、議案第 88 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 88 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、挙手、全員です。よって、議案第 88 号、佐用町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議長（岡本安夫君） 以上をもちまして本日の日程は終了しました。
お諮りします。委員会等開催のため明日 9 月 16 日から 26 日まで本会議を休会したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。
次の本会議は、9 月 27 日午前 9 時 30 分より再開しますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。
それでは、本日はこれにて散会します。どうも御苦労さまでした。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵道典章君） どうもありがとうございました。お疲れのところ、ちょっと最初に議長が挨拶でも申されました台風 18 号の対応であります。
9 月の台風、過去にも大きな被害が発生をしております。この 18 号も既に確実に九州上陸、また、この近畿地方、これ縦断するのではないかと、このへんもかなりの確率で、予報が出ております。
ちょうど 3 連休にかかっておりますので、当然、その間のこの対応について、十分、事

前の準備をしなきゃいけない。

この夕方、最新の情報をもとに、職員対策会議を開きまして、指示をしたいと思います。

当然、まだ、災害が出ているわけじゃないんで、すぐに招集とか、出動ができるように、自宅でもしっかりと対応をしていただくということと、それから、この連休に、たくさんの行事を予定があります。

特に、この敬老の日ということで、各地域で敬老会行事、準備をされております。

それから、中学校の運動会、こういうのもあります。

もう既に、中止というような、少し早めるとか、行事をそういう対応をされているところもあるようですけれども、町としては、最終的には、各敬老会と各地域で決定をされるわけですけれども、町としての対応はこういうことだという情報の、しっかりとお伝えをしていきたいと思っておりますし、中学校の運動会につきましても、今日も、その対策会議の中で、教育委員会も入って、ちょうど 17 日、一番昼ごろから夜にかけてが、今のところ最接近するというような感じですし、まだ、今度の台風は、どうも今の予定ですと、だんだんと少し北向きになって、町の西側、北を通過する通過するような、そんなコースが予想されるようになってきています。

このコースになりますと、特に風も強くなりますし、雨も多くなると。雨の被害、また、風の被害、両方予想されますので、相当警戒をしなきゃいけないということだと思いますので、できるだけ早く、そういう面での決定をして、大きな被害が発生しないように、危険なことにならないように対策をしたいと思っておりますので、順次、防災無線等も活用しながら、町民の皆さんにもお知らせをしていきたい。注意を喚起していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（岡本安夫君）

散会してください。

午前 10 時 42 分 散会